

案

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市営住宅条例施行規則（平成 9 年大阪市規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
（優先選考） 第 7 条 市長は、条例第13条第 3 項の規定により次に掲げる世帯（第 2 号、<u>第14号ウ又は第15号</u>に掲げる世帯が単身者世帯である場合を除く。）を優先的に選考することができる。 [(1)～(4) 略] (5) 60歳以上の者及びその親族で次のいずれかに該当するもののみからなる世帯 <u>ア 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）</u> [イ・ウ 略] [(6)～(12) 略] [削る]	（優先選考） 第 7 条 市長は、条例第13条第 3 項の規定により次に掲げる世帯（第 2 号、<u>第15号ウ又は第16号</u>に掲げる世帯が単身者世帯である場合を除く。）を優先的に選考することができる。 [(1)～(4) 同左] (5) [同左] <u>ア 配偶者</u> [イ・ウ 同左] [(6)～(12) 同左] <u>(13)</u> 入居の申込みをした日の属する月の前年同月の 1 日以降に婚姻（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をした者

<u>(13)～(15)</u> 〔略〕 <u>(16)</u> 同居しようとする親族が配偶者のみであって、その者又は当該配偶者のいずれかが39歳以下の者である世帯 〔(17) 略〕	(当該入居の申込みをした市営住宅にその配偶者と同居するものに限る。)又は婚姻の予約者があり、入居の承認を受ける日までに婚姻をする者(当該入居の申込みをした市営住宅に当該婚姻の予約者と同居する予定であるものに限る。)を構成員とする世帯 <u>(14)～(16)</u> 〔同左〕 〔新設〕 〔(17) 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。